

# 令和 8 年度 宿泊税特別徴収事務交付金

宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収の事務に要する経費の一部を補助し、特別徴収制度の円滑な運営を図るとともに、併せて宿泊税を納入期限までに申告納入する意欲の高揚を図ることを目的として、**特別徴収事務交付金**を交付します。

## 交付対象者

宿泊税の登録特別徴収義務者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者が対象です。

- ① 交付金の申請日において、市税に滞納がないこと
- ② 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

## 交付金の算定対象

前年度の 4 月から 3 月までの期間において、申告納入期限までに申告納入された宿泊税の合計額です。

※ 令和 8 年度の算定対象期間は令和 8 年 1 月（令和 7 年 12 月宿泊分）～令和 8 年 3 月（令和 8 年 2 月宿泊分）の 3 か月間のみです。

## 交付金の交付額

算定対象となる宿泊税の合計額×**3.0%**※（100 円未満切捨て）。

※ 令和 10 年 12 月（令和 10 年 11 月宿泊分）までは特例により通常 2.5%の交付率を 3.0%としています。

※ 税額更正などにより交付対象となる宿泊税額が減少したときは、当該減少額を申告納入金額から控除します。

## 交付金の申請方法

松江市からあらかじめ申告納入金額及び交付申請額が入力してある「**松江市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書兼請求書**」を送付しますので、必要事項を記入の上、振込先の通帳の写しとともに、次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 市民税課諸税係窓口へ持参
- ② 市民税課諸税係へ郵送
- ③ スキャンしたデータをしまね電子申請サービスからオンラインで提出

<https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/apply-procedure-alias/accommodation-tax-koufukin>

## 交付金の申請期限

**令和 8 年 7 月 31 日（金）【必着】**（期限を過ぎた場合、交付金の交付は受けられませんのでご注意ください）

松江市 宿泊税特別徴収事務交付金



■ 申請書提出・問合せ先 〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所本庁 2 階（22 番窓口）  
松江市財政部市民税課諸税係 TEL：0852-55-5154  
E-mail：shiminzei@city.matsue.lg.jp（Eメールでの申請書兼請求書提出は原則受け付けません（問合せのみ））

# 交付金の計算例

## ① 期限内に申告及び納入した場合

	R7.12月分	R8.1月分	R8.2月分	計	(期限内) 申告納入金額
宿泊税額	60,000円	60,000円	60,000円	180,000円	180,000円

申告納入金額 180,000円 × 交付率 3.0% = **交付額 5,400円**

## ② 複数の宿泊施設を経営している場合

	R7.12月分	R8.1月分	R8.2月分	計	(期限内) 申告納入金額
宿泊税額 A ホテル	40,000円	40,000円	40,000円	120,000円	270,000円
宿泊税額 B ホテル	50,000円	50,000円	50,000円	150,000円	

申告納入金額 270,000円 × 交付率 3.0% = **交付額 8,100円**

## ③ 一部の月で、期限後に申告又は納入した場合

1月分のみ期限後に申告又は納入

	R7.12月分	R8.1月分	R8.2月分	計	(期限内) 申告納入金額
宿泊税額	60,000円	60,000円	60,000円	180,000円	120,000円

申告納入金額 120,000円 × 交付率 3.0% = **交付額 3,600円**

## ④ 計算後の交付額が100円未満の場合

	R7.12月分	R8.1月分	R8.2月分	計	(期限内) 申告納入金額
宿泊税額	1,000円	0円	0円	1,000円	1,000円

申告納入金額 1,000円 × 交付率 3.0% = 30円 ⇒ **交付額 0円**  
(100円未満切捨て)

# FAQ

### Q1. 申請書兼請求書提出後、交付金はいつ頃交付されますか？

A1. 提出書類に問題がなければ、9月末日に申請書兼請求書に記載の口座へお振り込みする予定です。

### Q2. 交付要件に「市税に滞納がないこと」とありますが、納税証明の提出が必要ですか？

A2. 申請書兼請求書の同意欄に署名又は記名及び押印していただければ不要です。

### Q3. 特別徴収事務交付金に対して消費税は課税されますか？

A3. 対価を得て行う資産の譲渡等にあたらなため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

### Q4. 申請書兼請求書が届きません。

A4. 申告納入実績をもとに交付額を算定した結果、交付額が0円になることが見込まれる特別徴収義務者には、申請書兼請求書を送付しませんのでご了承ください。なお、確実に交付が見込まれるにも関わらず、7月になっても申請書兼請求書が届かない場合は、市民税課諸税係へご連絡ください。